

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党を代表いたしまして、質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問でありますけれども、岡野町長に質問をいたします。

日本国憲法と地方自治法が、町長職に求めている人物像とはどのような人物像であると理解されているか、町長の認識を問いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問のうち、町長職に求められる人物像の認識についてお答えいたします。

日本国憲法は、第8章に「地方自治」の章を設け、地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法令で定めることのほか、議会の設置や条例の制定権などについて規定をしております。

憲法のいう「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の二つの要素からなると解釈されており、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義の要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、その団体の意思と責任の下で行われるという地方分権の要素であるといわれております。

この憲法の理念に基づき、地方自治に関して定める最も基本的な法律が地方自治法であり、基礎的自治体である市町村の首長とは、議会とともに、住民に最も身近な自治体における地方自治の推進者であると認識しております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、答弁いただきましたけれども、憲法の中ですね、地方自治の部分について、お話があったんですけども、私、岡野町長に求めたいと思うんですけども、まずはですね、憲法全体の認識を正しく理解していただくと、これは、「平和主義」「基本的人権の尊重」「民主主義」という3本柱で組み立てられてます憲法の全体像をしっかりと認識していただきたいということをお伝えして、それを基にですね、憲法を町政に生かすという立場で町政を進めていただきたいなと思います。

それと、最も大事な要素としましては、憲法99条になりますけれども、読み上げたいと思いますけれども、ここが非常に大事な部分になります。憲法99条の最高法規というところでですね、「天皇又は摂政及び国政、國務大臣、国会議

員、裁判官その他の公務員は」とありますけれども、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うというふうになっております。町長職も、特別職とはいえども、公務員、この憲法の規定の中にあります、その他の公務員に属することになりますので、憲法を尊重してですね、擁護する義務を負っております。そのことをしっかりと踏まえて、今後の町政にあたっていただきたいなということをお願いしたいと思います。

それと、地方自治法についてお伺いした理由についてなんですけども、私は地方自治法がですね、求めている地方自治体の役割って何なのかということについて、岡野町長にご理解をいただきたいなというふうに、ご理解されていると思うんですけども、思っ、質問させていただきました。

地方自治法は第1条の2で、自治体の役割、原則についてこのように述べています。「住民福祉の増進を図ることを基礎として、実施をする」と、つまり、地方自治体というのは、その地域に住んでいる住民の福祉の向上に努めることが基本であるということですから、その部分をしっかりと踏まえた上で、そこに立ちきった町政をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。今のはですね、憲法の遵守、義務、それから地方自治法に基づく町政運営、ここをですね、物差しといたしまして、お聞きしたいと思います。国民健康保険税と介護保険料についてですけども、被保険者、つまり住民になるんですけども、この負担がですね、非常に重すぎると私は思います。今、現時点において、岡野町長はどのように思われているかという認識を聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の2点目の質問、国民健康保険税と介護保険料についてお答えいたします。

国民健康保険税につきましては、平成30年度の国保都道府県化により、各市町は香川県が算出した納付金を納めることとなりました。この納付金を財源とするため、各市町は香川県が示す標準保険料率等を参考にしながら、国民健康保険税率を決定するわけですが、土庄町におきましては、国保都道府県化に伴う税率等の引き上げは行っておりません。

なお、低所得世帯に対しましては、均等割および平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減などを軽減措置を実施しておりますが、それでもなお、福本議員のおっしゃるとおり、負担に感じられている方がおられることは承知しております。

しかしながら、国民健康保険税は、被保険者の健康を守る貴重な財源であるこ

とも事実でございます。今後も引き続き、国等に対しまして、財政支援措置が拡大されるよう求めていきたいと考えております。また、被保険者に対しましては、適正な負担を維持できるよう、財政調整基金等の有効活用を国民健康保険運営協議会などに諮問しながら、適正税率等について、検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今、町長の答弁の中でですね、負担が重すぎるというふうに思っている住民さんがおられるという認識があるという答弁がありました。それ、非常に大事な認識だと思います。

日本医師会は、年間所得の10%を超える負担は非常に重すぎると、被保険者の負担が、今、全国的にですね、土庄町がどうかということではなくてですね、重すぎてですね、これを続けていくと国民皆保険制度を維持していくことができないうことですね、国に対して、国費の1兆円をですね、国保会計に支出する必要があるという意見書を提案しております。日本共産党もこの提案に全面的に賛成をしております、これを実施しなければですね、国民皆保険制度そのものが危機に陥るということと合わせて、保険があつて、保険料で苦しめられるという状況があります。そうなってしまいます。現状、今そうなんですけども、今、国保の広域化が進められていく中で、町としてできる対応というのは、非常に少なくなっているんですけども、先ほど答弁があつたんですけども、土庄町として、町村会とか、そういう自治体のトップの会なんかも通じてですね、国に対してですね、国保会計への1兆円の繰り入れを行うように強く求めていただきたい。そして、国民皆保険制度を守るということと、国保制度をしっかりと守っていくという立場に立ってですね、住民の負担を少しでも減らせるような努力をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。今度はですね、国民健康保険税の子どもの均等割について質問をしたいと思います。失われた30年といわれておりますけれども、日本経済は30年間、働く人の賃金が上がっていません。経済成長を全くしていない国となりました。それに加えて、アベノミクスによる異次元の金融緩和、低金利政策によって、円安に歯止めがかからず、これに加えて、コロナやウクライナ危機などが重なりですね、物価の高騰に歯止めがかからなくなっています。ご存知のように、国保の子どもの均等割というのは子どもの多い世帯ほど、負担が重くのしかかるという仕組みになっています。町として、公費で負担を行って、国が均等割を廃止するまで、実質、被保険者の子どもの均等割がゼロになるように、予算措置を行うべきだと私は思うのですけども、岡野町長のお考えをお聞きし

たいと思います。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

国民健康保険の子どもの均等割についてでございますが、子どもの均等割軽減につきましては、町村会を通じまして、国・県等に対し、要望を行っているところでございます。

また、本年 4 月には国におきまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子どもの均等割軽減、具体的には未就学児に対します 5 割軽減措置が導入されております。

この軽減措置の導入によりまして、被保険者の負担は一定軽減されたものと認識しておりますが、今後も更なる軽減、また、対象者の拡大などを国・県等に対し、要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

一定軽減されたというふうに、今、認識をお示しになられたんですけども、では、お聞きしたいんですけど、子どもが多い国保世帯ほど、国保税の負担が重くなるていうことがですね、現実にあるわけですね。これがですね、軽減措置を行ったからといって、その負担の重さが軽くなるというふうになるんでしょうか。今、土庄町でも子どもの数が減ってますけども、やはり、子どもが産まれるということは本当に大切なことですね、幸せなことなんですけども、国保世帯で子どもが増えれば増えるほど、均等割が重くのしかかってくるという状況になってしまつてですね、子どもを産み育てることができないという状況になります。今、言われたことっていうのは、国の軽減措置でそういう世帯に対しての負担が軽減されたという認識されたんですけども、今の私の話を聞いて、本当にそういうふうに思われますでしょうか。町長にお伺いしたいんですけども、国の軽減措置だけで、十分に軽減措置になっているかどうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

今のところですね、国の軽減措置だけでは、十分な（軽減）措置がなされている、なされていないという議論につきましては、正直なされてないことがあるとは思いますが、ただ今ですね、その中で繰り入れする場合、町の財源から、どのようなかたちでそこを補うか、という部分で考えましたところ、国保の財政調整基金は確かにあります。ただ、今のところ、国の国保税が上がっていく状

況をみますと、今から少子化が進んでおり、今からの子どもの世代が国保税を担うことになった場合、そのためにですね、十分に確保しなければならない。

それと、私町長になってからまだ国保の運営協議会のほうに諮問しておりませんので、そのあたりの見解まだお聞きしていないという部分。それと、町からの法定外の繰り入れについては、国保の被保険者以外の税を充当しなければなりません。将来、国保をその方たちが利用するとしても、国民健康保険者以外の町民の方から理解を得ることは難しいと思われるとともに、一般会計を圧迫する要因となります。町全体の厳しい財政状況を勘案しながら進めていく必要があると思います。ただ、今やれることは、先ほど、福本議員が申しましたとおり、国のほうに要望というかたちを、どのようなかたちで、私ができるかたちという部分は、町民をあげて、という部分。それから、町村会ができておりますので、そのあたりのところで、意思の疎通を図るところがまだなされておられません。そのようなところで、今まで、どのような要望をされたかどうかというところが勉強不足でございますが、私自身が手を挙げてですね、町村会のほうで、全国町村会のほうにあげていただき、そこから、国のほうに要望していただくというかたちが、今できるかたちであると思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

子どものね、均等割全体が必要だという岡野町長の考え方については、今、よく分かりました。本当に子どもの均等割というのは、廃止しないといけない。課長、なくさんといかんことやというのは地方自治体の皆さんであれば、全員が一致する部分じゃないかなというふうに思うんですけども、ただですね、これ、先延ばし先延ばししていいっていう話ではないんです。現実的に一般会計からの繰り入れという話が出ましたけども、一般会計からいくら繰り入れをやったらですね、子どもの均等割、実質上のゼロにすることができるのか、金額って分かりますでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

金額につきましては、18歳未満につきましては、前回の議会のほうでも答弁させていただいたんですが、だいたい650万程度の金額になろうかと考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

先ほどですね、地方自治の基礎理念、基礎的な考え方としてね、住民福祉の増進を図ることを基礎とするとありました。この立場に立ちきればですね、650万円の一般会計からの繰り入れというのはですね、そんなに大きな金額ではないんじゃないかな、と私は思います。さまざまな大型公共事業で何億とかですね、お金を動かしております。650万円といたらですね、そういう公共事業の中でいうと、非常に少ない金額になりますので、地方自治法の福祉の増進という、そこを軸にということから見ても、金額上は非常に妥当な金額じゃないかなということとですね、先ほど町長のおっしゃったですね、他の国保じゃない世帯に対する不公平感がというお話なんですけども、国民健康保険というのはですね、社会保障制度、憲法 25 条に基づく社会保障制度として位置づけられております。いわば、協会けんぽとか企業の中にある保険に入れない人がですね、最終的に、非正規の人とかですね、仕事ができない人、そういう人たちが、国民皆保険制度の中にきちんと入れるようにするために作っておりますし、最終のセーフティネットとして作られてるのが、国民健康保険制度ですので、そういう意味では、他の保険制度とは性格がやっぱり違うんですね。そういう面からいうと、一般会計からの繰り入れを行うっていう、セーフティネットをきちんと地方自治体が支えるという点ではですね、先ほどの地方自治体の役割という面においても非常に合致した、整合性のあるやり方だと思いますので、国が将来的にゼロにするまでの間、町長さっきおっしゃいましたけども、国や県に対して、しっかり声を上げていくということ、非常に大事なことです。

それとですね、現実的に一日でも早く、町民の子どもが多い世帯ほど負担が重くなるというこの障害をとり除くということではですね、自治体の役割として実施していただきたいと思いますので、ぜひ、検討をしていただけたらというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。次の質問はですね、75 歳以上の高齢者の医療費、この 10 月からですね、今、1 割負担から、次、2 割負担、実質上の今までの 2 倍に引き上がるというかたちになります。これについて、どのように町長が認識を持っておられるかという点を、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

4 点目の 75 歳以上の高齢者の医療費負担についてにお答えいたします。

福本議員がおっしゃるとおり、本年 10 月から、課税所得 28 万円以上かつ単身世帯では年収 200 万円以上の方が、複数世帯では後期高齢者の方の年収合計 320 万円以上の場合には負担割合が 2 割となります。

国の想定では、2 割負担に変更となる方は、被保険者全体の約 20%とされて

おり、また、3年間の経過措置によりまして、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3千円まで抑えられることとなっております。

2025年問題ともいわれている、団塊の世代が後期高齢者に移行していく超高齢化社会を迎える中で、現役世代も含め、すべての世代の方々が安心できる社会保障制度を維持していくことが重要であると認識しております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

私、この後期高齢者医療保険制度ができた当初から、この制度自体は破綻するということを一貫して言っておりますし、予算に対しても、反対をしております。この後期高齢者医療保険制度っていうのは、75歳以上を保険から切り離してですね、75歳以上だけで保険を作ると、つまり、当然ですけども、所得が少なく、それから、病院に掛かる率も高いということで、どんどん、保険料がですね、上がっていく、青天井に上がっていく。舛添要一さんという方が厚労大臣のときにあったんですけど、舛添さん自身が、「これは、もう制度上としては、今後どうなっていくかわからない」という答弁されてる中で、強行採決された制度なんですけど、医療保険はどんどん上がって、サービスはどんどん低下していくという仕組みになっています。制度自体がですね、保険制度としては、お年寄りを支えられない制度になってるんですけども、その結果今回ですね、2倍になると。もっといえば、これから先、この制度を続けていけばいくほど、どんどん増えて保険料上がっていく仕組みになってしまいますね。そうするとですね、何が起こるかというところでですね、病院に行きたくても、窓口負担が重すぎて行かれへんで、いわゆる診療抑制が起きます。病は早期発見・早期治療が大事なんですけども、それが結局、窓口負担が重いということで行けなくてですね、結局重症化してから行かなければならないということで、お年寄りの方からですね、「こうやって、窓口負担上げたりとかするんであれば、もう病院に行くなど、早く死ねと言われているのと同じや」という声が全国から上がっております。これは、医療制度を支えていくという、今、町長おっしゃったんですけど、医療制度支えていくために後期高齢者、医療保険制度が必要だとおっしゃったんですけど、むしろ、医療制度が崩壊してしまう。保険制度が崩壊してしまう危険性のある制度だということ認識として持っていたきたいなというふうに思います。それと併せて、この10月から実施ということなんですけども、私、町長にね、それはやめてほしいということを国に言うてほしいんです。この10月からのお年寄りの75歳以上のお年寄りの医療費2倍化っていうのはストップしてくれということ土庄町として言うてほしいんですけど、その理由としてはですね、今、物価高騰がですね、高齢者の家計を襲ってます。これ今、消費税10%という非常に重い税

率と、それから、つい最近皆さんから怒りの声が上がりましたが、年金の削減というのに、これストップがかからないんですね。介護保険料も上がっているということで、住民生活がもう追い込まれている中での医療負担の2倍化という状況が現実になっているんです。

これについては、今、町長どのように、情勢ですね、そこでも、2倍化っていうのは必要だと思われるかどうか、という点について、ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

住民生活が大変厳しい状況になっているということについてのお答えでよろしいでしょうか。

やはり、今、物価の高騰が続き、住民生活（に必要な金額）は上がっているということは感じております。ただですね、高齢者が年金生活で大変厳しい状況であるとともにですね、われわれ働いている世代の人間もですね、大変厳しい状況にあります。というのも3月議会で、ほかの質問でお答えしたとおり、国の補助をいただいている事業者が、事業者給付金ですね500社、そこからセーフティネット、緊急指定対策に対して要望されている、指定されている業者が200社ということは、この町全体で500社の方が、前年度対比で50%以上売上げが減っている業者があるということ。そこから、また考えられますのは、そのうち200社は20%ないし30%以上売上げが下がっており、セーフティネットを通じて、お金を借り入れしているということという部分で、町民全体が厳しい状況になっております。そのようなところで、今の財政状況を見ながらですね、負担できること。また、町がやるべきことをきっちり精査してやっていくことと、高齢者に関しましては、国のほうにですね、正しい制度かどうかという部分を今一度、お時間いただきまして、勉強させていただきまして、要望させていただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ちょっと業者の話はちょっとよく分からなかったんですけども、どう関連性があるのか分からなかったんですけども、もう1回言いますけども、結局、物価が高騰しております。消費税10%への引き上げが家計を圧迫してます。そこに合わせて、今、高齢者の年金が削減されて、介護保険料も引き上がっているという中で、もともと所得の少ない高齢者世帯で、今度、医療費負担が2倍になるということになると、高齢者が病院に行けなくなってしまう。国民皆保険制度も維持

できなくなってしまうような状況になっているというのが、この後期高齢者医療保険制度の2倍化の仕組みになっていると、これ以外のことは、この制度上は関係ないんですけども、この事実を踏まえて、国に対して、ストップせよということをお願いしたいと思うんですけど、どうですかという質問をしたんです。

現役世代も当然ね、さっきの国保の均等割の話しましたが、現役世代も、先ほども言いましたが30年間働く人の賃金が上がってない。経済が全く成長していない国になっていますから、同じなんですけどね。年金生活者の所得少ないですから、そういう中で、こういうことをやられると、もう、高齢者の命を守っていくことができないという事実を踏まえてですね、最後にもう一度お伺いしたいんですけども、国に対して町長として、2倍化をやめてほしいという意見を言うべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほどの福本議員の再質問なんですけれども、国民健康保険という部分が、私の認識ですけれども、国民健康保険が今のままでは、支えられる人口が少なくなり、このままでは青天井に上がっていく、その状況が今、先ほど申しました国民健康保険の部分に出ています。その部分で75歳以上を切り離して、後期高齢者の医療制度を作ったというふうに私は認識しております。その制度につきまして、私の認識が間違っているかどうかという部分と、これからこの先、どうなるような、国としての展望のところを今一度勉強させていただいて、国に対しての要望をさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ぜひ、10月からの2倍化ストップというのを時間がないので、すぐ勉強して言うていただきたいと、現実的にね、お年寄りの生活圧迫されておりますので、これで良くなった人誰もいませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入りたいと思ひます。次の質問はですね、教育委員会に対しての質問になります。

憲法に基づく教育行政を進めていただきたいということなんです。まずですね、子どもの発達と学びを保障するためには、子ども一人ひとりが置かれている境遇に直接、目を向ける必要があります。しかし、今の教育委員会は、直接子どもの発達と学びを保障する立場には立っておらず、何かといえば、すぐに子どもの責任、保護者の責任を主張する傾向が強いんです。これはずっとそうなんです。何

回も指摘はしておりますけれども、このような姿勢というのは、まずもって憲法 11 条と 13 条および子どもの権利条約に対する理解が不十分なんじゃないかなというのを強く感じております。

そこで教育委員会に問いたいんですけども、憲法を遵守した教育行政っていうのはどういうもんだというふうに認識しているか。まず、お答えを願いたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

土庄町の教育は、土庄町教育基本大綱を基本に毎年教育方針を定め、学校・園等の連携を図りながら教育活動を行っているところです。

よって法令に基づく教育はもとより、将来を担う子どもたちが、その能力に応じて等しく教育が受けることが出来る環境を整備することが重要であると認識しております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

今のお答えは憲法 26 条に基づく話やと思うんですけども、憲法 26 条に基づいてすべてのこども達が教育を受ける権利が保障されるように、という立場に立ってやってますということなんですけども、具体的に質問しますけども、今、保護者がですね、町税滞納していると子どもが奨学金を受けることができないとかですね、それから、先日の学校給食無償化の話が出たときにもですね、保護者のほうから休日を変更して学校を行った場合に、給食をそのときにも出してほしいとかいう要望があがってくると、だからそういうことはしないとかですね、意見が教育委員会から出されました。こういうですね、姿勢というのは、そもそも、子ども一人ひとりをですね、国民と、人権のある国民だという視点で見ないんじゃないかということをお私に思っております。先ほど憲法 11 条と 13 条という話をしましたが、ちょっと読み上げたいと思います。

まずね、憲法 13 条のところね、書かれてるんは、「すべて国民は、個人として尊重される」ということが書かれています。「立法その他の国政上において、最大の尊重を必要とする」と、それとですね、憲法 11 条には、基本的人権というのは、永久の、他の人が奪うことのできない、ちゃんと読みますね。「国民は全て基本的人権の享有を妨げられることはない。この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」というふうになっています。つまり、例えば、奨学金の話だったら、奨学

金を受ける権利っていうのは、子ども一人ひとりにあるんです。奨学金を受けることっていうのは人権ですから、個人として尊重される以上は、親がどうかじゃなくて、進学をしたいっていうふうに思っている子どもがいれば、その子ども一人ひとりが、きちんと尊重されるというのが憲法の規定になっているんですけど、土庄町の制度をみますと、親が町税を滞納していると、子どもが奨学金を借りる権利が奪われているんですね。こういうようなやり方っていうのは、親の自己責任だったり、それから子どもの個人としての人権を尊重しているというふうにはとれないんじゃないかと。私は少なくともとってないんですけども。それについてどのようにお考えになるか、答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員の再質問にお答えします。

確かに、もともと奨学金の制度は、私が考えるには、まずは教育を受ける権利が基本的人権としてあって、その環境を、教育を受ける権利があって、それを享受するための環境を整えるのが奨学金の制度。権利を補充するようなかたちで奨学金制度があるというように認識しております。福本議員がおっしゃったように、憲法 11 条には、「この憲法が国民に保障する基本的人権は侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」、「現在及び将来の国民に権利がある」つまり、基本的人権も、将来の国民にも与えられる、将来の子どもにも与えられる、ということになるろうかと思えます。ということは、奨学金の制度も、今の子ども、将来の子ども同じように、教育委員会としては、継続して奨学金を受けさせてあげたい。そうなってくると、やはり、奨学金は原資が限られておりますので、原資が目減りしないように、滞納とか、それから回収はきちっとしなければいけない。そこで回収をきちっとできなければ、将来の子どもが受けられないわけですから、そこでですね、そのためにはどうすればいいかとなると、やはり、現在の、今の制度の中では、やはり連帯保証人であるとか、納税証明書で担保を確保して、将来の子どもたちも奨学金を受けれるようなかたちにしていきたいと、そういうのが基本的な考え方でございます。以上です。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

親が、町税滞納している家の子どもが、奨学金を返さないという保証はどこにあるんですか。基本的に奨学金を借りるっていうのは、自分で働いて、働くようになってから自分で返すんですよね。その返すという、将来的な展望も含めて、今の制度やったら頭から切られてるんですよ。親が滞納があるから、子どもに貸

せませんよ、というふうになってるんだから。でも、ちゃんと憲法上は、国民は個人として尊重されて、人権は個人にあるんですよと書いてあるんです。先ほど言われた、その憲法 26 条のね、「全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」と、これに従って、この憲法に従って、奨学金制度を作ってるんですよ。でも、現実的には、個人として尊重されてないから、26 条に基づいて作られているこの制度が使えないんですよ。ということは、26 条に基づいて作られている制度は、憲法に基づいて作られてないということになるんですよ。この一文があるから、要は親が町税滞納してると貸しませんよという一文があるから、13 条に違反しているということになるんです。結局 26 条にも、きちんと合致していないという奨学金制度になってるんです。考え方としてね、基本的にね、前にも言うたんですけど、基本、行政というのは性善説に立って、物事を運営していきます。今の日本国憲法も、さまざまな面において、性善説に立って作られております。平和についてもですね、他の国の平和を希求する願いに信頼してと、で、こちらも対応していくと、武力対武力はもたないという対応の仕方。これすべて性善説に基づいて作られています。そういう面から言ったら、今の教育委員会の姿勢、子どもの自己責任にしたり、親の自己責任にしたりする姿勢っていうのは、根本的なですね、憲法の理念であるとか、教育基本法の理念から外れてるんじゃないかということを私はずっと言うておりますけれども、真剣に考えてほしい、そこは。今、教育長変わられましたので、前の教育長から変わられましたので、初めてこの話いたします。だから、初めてしますので、ぜひ教育委員会でも考えていただいて、考え方と、それから実際の制度に対する変更ですね、憲法に立った制度運営というのをきちんとやっていただきたいということを重ねて申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。